

浜田地区広域行政組合格約

平成17年9月30日

島根県知事許可

改正 平成19年3月30日 島根県指令市町村第809号

平成25年2月1日 島根県指令市町村第507号

平成26年1月6日 島根県知事届出

浜田地区広域行政組合格約（平成9年3月14日島根県知事許可）の全部を変更する。

第1章 総則

（組合の名称）

第1条 この組合は、浜田地区広域行政組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、浜田市及び江津市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合が共同処理する事務は、次のとおりとする。

- (1) 広域連携事業計画の策定及び同計画に基づく事業実施に関する事務
- (2) 介護保険の実施に関する事務（各種申請書、届出書等の受付並びに要支援認定及び要介護認定に係る調査を除く。）
- (3) 可燃ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、江津市波子町口321番1に置く。

第2章 組合の議会

（組合の議会の組織及び議員の選挙の方法）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、10人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

(1) 浜田市 6人

(2) 江津市 4人

2 組合議員は、関係市の議会において当該議会の議員のうちから選挙された者をもって充てる。

3 組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員の属していた関係市の議会は、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

（組合議員の任期）

第6条 組合議員の任期は、関係市の議会の議員の任期による。

（議長及び副議長）

第7条 組合の議会に、議長及び副議長各1人を置く。

2 議長及び副議長は、組合の議会において、組合議員のうちから選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 組合の執行機関

（管理者）

第8条 組合に、管理者1人を置く。

2 管理者は、浜田市長をもって充てる。

3 管理者の任期は、浜田市長の任期による。

4 管理者は、組合を統轄し、これを代表するとともに組合の事務を管理し執行する。

（副管理者）

第9条 組合に、副管理者2人を置く。

2 副管理者は、江津市長及び浜田市副市長をもって充てる。

3 副管理者の任期は、江津市長及び浜田市副市長の任期による。

4 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき、又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が定めた順序によりその職務を代理する。

（会計管理者）

第10条 組合に、会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、浜田市会計管理者をもって充てる。

3 会計管理者は、組合の出納及び会計事務をつかさどる。

（監査委員）

第11条 組合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（職員）

第12条 組合に、職員を置く。

2 職員は、管理者が任免する。

3 職員の定数は、条例で定める。

第4章 組合の経費

（組合の経費の支弁方法）

第13条 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入、関係市の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する関係市の負担金の負担割合は、管理者が組合の議会の議決を経て定める。

第5章 浜田地区広域連携推進事業基金

（基金の設置）

第14条 関係市の広域的な地域振興、地域活性化に資するソフト事業に要する財源に充てるため、浜田地区広域連携推進事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の財源）

第15条 基金は、島根県の補助金等をもって充てる。

第6章 雑則

（その他）

第16条 この規約の施行に関し必要な事項は、管理者が組合の議会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

（施行日）

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、この規約による変更後の浜田地区広域行政組合同規約第10条の規定は適用せず、施行日におけるこの規約による変更前の浜田地区広域行政組合同規約第10条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この規約は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。